

野生生物の保護管理に係る進捗状況と課題

(1) 種の絶滅の回避、猛禽類保護への対応、海棲動物の保護と管理

<進捗状況>

新戦略における施策の 取扱方針	新戦略策定時 の状況 (～H14)	進捗状況				
		H14	H15	H16	H17	H18
【絶滅要因の解消】 ・国内希少野生動植物種の指定 ・生息地等保護区の指定 ・繁殖個体の再導入を含めた総合的な保護増殖事業の実施	57 種 (RL:約 2660 種) 7 ケ所 保護増殖事業計画 21 種	・スイゲンゼニタ ナゴ等 5 種指定 ・イシガキニイニ イ保護区指定	譲渡規制の強化に係る種の 保存法一部改正	・アマミノクロウサ ギ等 11 種指定 ・アユモドキ等 13 種計画決定	・オオワシ等 3 種計画 決定	18 年度中にレッ ドリストを改定 ・アベサンショウウ オ保護区指定 ・アカガシラカラス バト計画決定
【生息環境に着目した絶滅のおそれの未然回避】 ・全国的に減少が著しい生態系に係る保護区の指定	国指定鳥獣保護区 54 ケ所	・宮島沼、藤前干 潟を指定	・和白干潟、名蔵 アンパル、白神 山地を指定	・大東諸島を指定	・野付半島・野付湾、 蕪栗沼・周辺水田、 最上川河口、瓢湖、 宍道湖、仏沼を指定	
【猛禽類保護への対応】 ・生態、生息等データの充実 ・土地利用に際してのきめ細かな対応指針の作成	「猛禽類保護の進 め方」の策定 (H 8)	・イヌワシ、クマ タカ保護指針策定 調査 (H14～18)	・オオタカ保護指 針策定調査 (H15 ～19)			
【海棲動物の保護と管理】 ・生息状況データを収集・分析 ・個体群レベルも含めた適正な保護のための取組の推進	自然環境保全基礎 調査海棲動物調査 ジュゴンと藻場の 広域調査	・アザラシ類生息 調査(H14～17) ・ジュゴンと藻場 の広域調査(～H17)	・ジュゴンに係る 漁業等との共存の ための取組 (H15 ～19)			

<課題>

- ・レッドリストの改定を踏まえた希少野生動植物種及び生息地等保護区の指定を推進。
- ・希少野生動植物種の飼育下繁殖技術の確立と野生復帰のための取組を含めた保護増殖事業を推進。
- ・生息環境に着目して種の絶滅のおそれを未然に回避するため、継続的な生態系のモニタリングを推進。
- ・里地里山における種の絶滅のおそれを未然に回避する予防的な方策の検討。
- ・希少猛禽類の総合的な保護指針の策定。
- ・海棲動物の保全策の検討。

(2) 野生鳥獣の科学的・計画的な個体群管理システムの確立

<進捗状況>

新戦略における施策の 取扱方針	新戦略策定時 の状況	進捗状況				
		H14	H15	H16	H17	H18
【個体群の計画的な保護管理】 ・目標とする個体数等をできる限り科学的に設定し、保護管理を総合的かつ計画的に展開	特定計画の策定 (合計：32計画) ニホンジカ 19計画 ツキノワグマ 4計画 カモシカ 4計画 イノシシ 3計画 ニホンザル 2計画	(合計：43計画) ニホンジカ 3計画 ツキノワグマ 3計画 カモシカ 1計画 イノシシ 1計画 ニホンザル 3計画	(合計：58計画) ニホンジカ 2計画 ツキノワグマ 3計画 イノシシ 4計画 ニホンザル 6計画	(合計：66計画) ニホンジカ 5計画 カモシカ 1計画 イノシシ 1計画 ニホンザル 1計画	(合計：79計画) ニホンジカ 3計画 カモシカ 1計画 イノシシ 8計画 ニホンザル 2計画* (* 1計画終了)	(合計：80計画) ツキノワグマ 1計画
【情報共有と合意形成】 ・野生鳥獣生息状況等について推定や評価を行う場合の幅広い情報共有と合意形成を実施					・関東カワ広域協議会の設置と広域指針の策定	・中部近畿カワ広域協議会の設置
【個体群管理システムの確立】 ・科学的、計画的な保護管理に関する情報の収集、整備や調査研究を積極的に推進 ・特定鳥獣保護管理計画制度に基づく各地域での取組から得られる知見を共有して検討を深め、科学的、計画的な個体群管理システムを確立	特定計画技術マニュアルの整備： ニホンジカ、クマ類、カモシカ、イノシシ、ニホンザル 野生鳥獣管理技術者育成研修(H10～) ニホンジカ、クマ類、ニホンザル、カモシカ	野生鳥獣管理技術者育成研修：116名 クマ類、ニホンザル、イノシシ	野生鳥獣管理技術者育成研修：97名 ニホンジカ、イノシシ、ニホンザル	特定計画技術マニュアルの整備： カワウ 野生鳥獣管理技術者育成研修：69名 ニホンジカ、イノシシ、カワウ	野生鳥獣管理技術者育成研修：220名 ニホンジカ、クマ類、ニホンザル、カワウ	特定計画技術マニュアルの改訂： ニホンジカ、クマ類、カモシカ、イノシシ、ニホンザル 野生鳥獣管理技術者育成研修： ニホンジカ、クマ類、カワウ

<課題>

- 科学的・計画的な鳥獣の保護管理の推進に向けて、特定鳥獣保護管理計画に関する都道府県の取組への支援が課題
 - ・隣接する都道府県境を越えて広域的に移動するような鳥獣について、関係都道府県で共通する保護管理の指針を作成するなど、効果的な保護管理の実施に向けた支援。
 - ・効率的なモニタリング手法、市町村レベルにおける実施計画の策定方法、目標設定と進行管理等に関する手法等、特定計画の更なる効果的な実施に向けた技術的な支援。
 - ・鳥獣保護管理に関する専門的知見を持つ人材の育成・確保による支援

(3) 移入種（外来種）問題への対応

<進捗状況>

新戦略における施策の 取扱方針	新戦略策定時 の状況	進捗状況				
		H14	H15	H16	H17	H18
【外来生物の利用制限と水際管理】 ・生物多様性への影響が懸念される生物の利用制限を行うことにより、その輸入を抑制 ・飼育動物の管理を徹底することによる影響対策を実施	・動物愛護管理法における飼養動物（一部）の遺棄禁止	・移入種問題分科会において「移入種（外来種）への対応方針について」をとりまとめ	・中央環境審議会より「移入種対策に関する措置の在り方について」答申	外来生物法の制定 ・専門家会合において特定外来生物の選定作業実施	外来生物法の施行・規制開始 ・特定外来生物として37種類を指定 ・43種類を追加指定	・特定外来生物として3種類を追加指定（合計：83種類）
【非意図的導入への対応】 ・意図せずに導入される生物の侵入経路の特定と侵入の予防、排除、管理を実施	・国立公園内等における外来植物等の駆除				・非意図的導入を含め特定外来生物の情報収集を開始	
【モニタリングと早期対応】 ・注意を要する種の移入、定着に関するモニタリングと早期対応を実施	・西表島へのオオヒキガエル侵入防止対策を実施（H13～）				・アライグマに係る防除モデル事業の実施（H17～19）	・カミツキガメに係る防除モデル事業の実施（H18～20）
【島嶼地域等における管理】 ・固有の生物相を有している島嶼地域等緊急性の高い地域における外来生物の導入規制、排除、管理を重点的に実施	・奄美大島及び沖縄県島やんばる地域のマングース防除事業を実施（H12～）				・奄美大島・やんばる地域のマングース防除について、10年間で完全排除の目標を設定 国立・国定公園の特別保護地区等における動植物の放出等の規制を開始	・オオクチバスに係る防除モデル事業の開始
【関係機関の連携体制の確保】 ・外来生物対応施策を総合的に推進するために有効な関係機関の連携体制を確保					・法を共同所管する農林水産省と許可手続体制を整備、税関・植物防疫所等と協力して水際規制を実施	

＜課題＞

- ・外来生物の生態、被害、利用に係る幅広い情報の収集・整備を充実。
- ・生態系等に係る影響を効果的・効率的に評価する手法を確立。
- ・非意図的導入の外来生物に関し、導入経路等の実態把握と対応を検討。
- ・外来生物による被害に早期に対応するため、モニタリングの継続と被害対応の体制を整備。
- ・効率的・効果的な防除の実施に係る手法・体制の検討と関係機関への普及啓発を推進。
- ・国内由来外来生物に係る対応の更なる推進。